

【2. 契約書・定款・運営規程関係（サービス提供事業者）】

問2-1 総合事業開始に伴う定款変更について、「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。 【平成28年12月15日】

老人福祉法上の

「老人居宅介護等事業」には本市総合事業『訪問型サービス（A3）』は対象となりませんので、サービス提供には定款の変更（追加）が必要となります。

「老人デイサービス事業」には、本市総合事業『通所型サービス（A6）』は対象となっていますので、サービス提供にあたり定款の変更は必要ありません。

記載例)

現行【老人居宅介護等事業】⇒変更後【老人居宅介護等事業及び第1号訪問事業】

現行【介護予防サービス】⇒変更後【介護予防サービス及び第1号事業】

現行【介護予防訪問介護】⇒変更後【介護予防訪問介護及び第1号訪問事業】

現行【介護予防通所介護】⇒変更後【介護予防通所介護及び第1号通所事業】

等

川崎市総合事業サービスの法的位置づけ

| サービス名称 | 介護保険法 | 老人福祉法 |
|--|--|-------------------------------|
| 介護予防訪問サービス（A3） （介護予防型） （生活援助特化型） | 法第115条第1項第1号のイに規定する『第1号訪問事業』に該当 | 該当する規定なし |
| スーパー基準緩和 訪問サービス | 法第115条第1項第1号のイに規定する『第1号訪問事業』に該当 | 該当する規定なし |
| 介護予防通所サービス（A6） | 法第115条第1項第1号のロに規定する『第1号通所事業』に該当 | 法第5条の2第3号に規定する「老人デイサービス事業」に該当 |
| 介護予防短時間通所サービス（A7） | 法第115条第1項第1号のロに規定する『第1号通所事業』に該当 | 該当する規定なし |
| スーパー基準緩和 通所サービス | 法第115条第1項第1号のロに規定する『第1号通所事業』に該当 | 該当する規定なし |

2. 契約書・定款・運営規定関係（サービス提供事業者）

問2-2 総合事業になり、運営規程や契約書、重要事項説明書を変更する必要があるか。必要な場合、どのような文言を使用するのが適切か。

運営規程・契約書・重要事項説明書については、提供するサービスが変わるため変更の必要があると考えます。

事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用することが適切と考えます。

例)

【介護予防訪問介護】⇒【介護予防訪問介護及び介護予防訪問サービス】

【介護予防通所介護】⇒【介護予防通所介護及び介護予防通所サービス】

等

問2-3 運営規程は介護とは別に総合事業単独でつくるのか。

別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えありません。また、総合事業の内容を入れるのみの変更であれば、変更届は不要です。

問2-4 介護予防訪問介護を利用している利用者が、総合事業サービスを利用する事になった場合、契約書は改めて取り交わす必要があるのか。

改めて取り交わすことが適当と考えますが、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えありません。

問2-5 総合事業になり、介護予防訪問介護計画書・介護予防通所介護計画書の作成方法、書式に変更はあるのか。

作成方法、書式に変更はありません。計画書の名称が、【介護予防訪問サービス計画書】【介護予防通所サービス計画書】に変わるのみのため、現行のものを流用し名称を修正する等適宜対応をお願いします。

なお、計画書に要支援等の区分が記載されている場合には、総合事業開始による新たな区分「事業対象者」が新設されますのでご注意ください。